

建設分野における外国人材の活用 に係る緊急措置

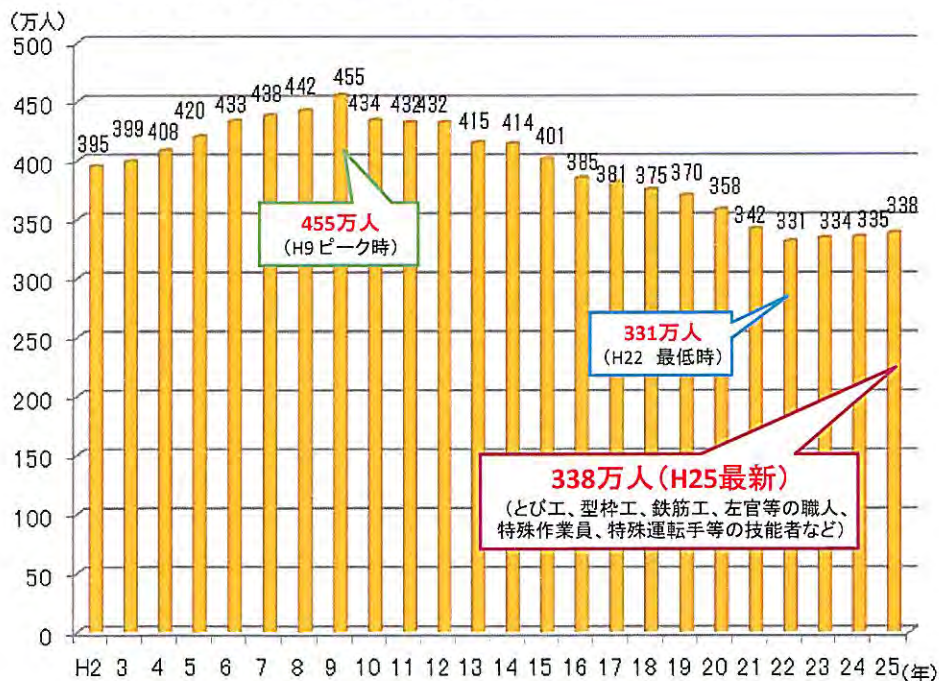
※P12～17は平成26年4月4日「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議」の資料より抜粋

基本的考え方①(構造的な労働者不足への対応との関係)

- 建設産業の担い手不足については、①近年の建設投資の減少により、建設企業が倒産するなど、技能労働者の離職が進んだこと、②技能労働者の高齢化が進み、高齢者が仕事を辞めていっていること、③建設産業の処遇改善が進んでいないことなどから、若者が入職を避けるようになっていっていること、という3つの要因が考えられる。このうち、②③の要因については、建設産業が直面している構造的な問題。
- こうした問題を看過すれば、中長期的には、将来にわたるインフラの維持管理や災害対応等を地域で担う人材が不足することが懸念。
- こうした構造的要因による担い手不足の懸念に対しては、今回の緊急措置とは別に、中長期的な観点から、**必要な人材を国内で確保していくことが基本。**

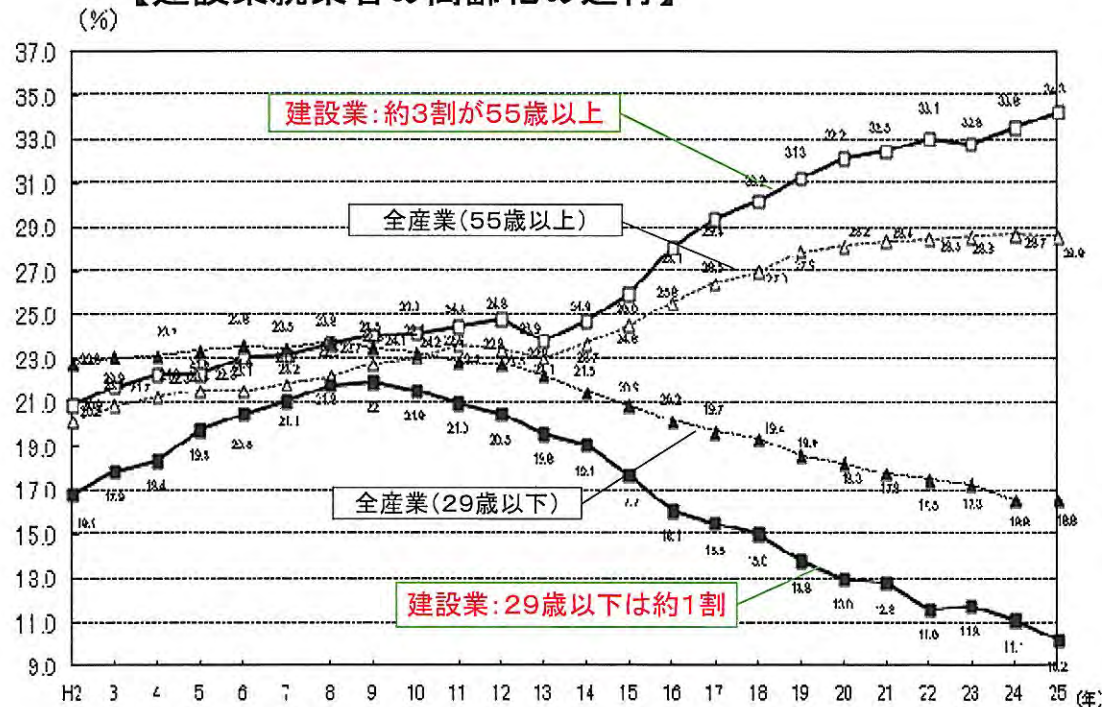
(注)なお、産業競争力会議「成長戦略進化のための今後の検討方針」では、「持続可能な経済成長を達成していくために必要な外国人材活用の在り方について、必要分野・人数等も見据えながら、国民的議論を進める」とされている。

【技能労働者の減少】



出所:総務省「労働力調査」(暦年平均)
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

【建設業就業者の高齢化の進行】



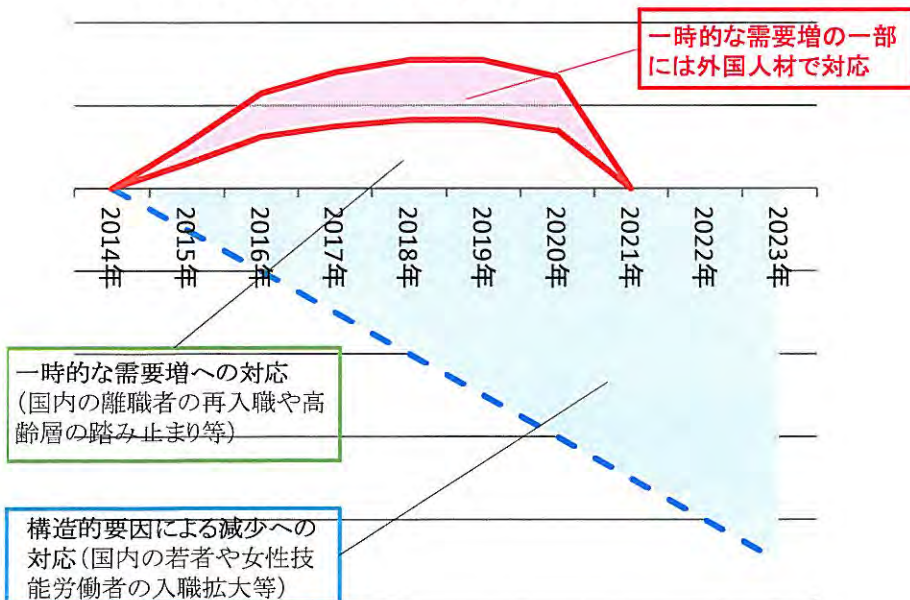
出所:総務省「労働力調査」

基本的考え方②(一時的な需要増に対応する労働者の確保)

○ 復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため必要となる技能労働者については、まずは、就労環境の改善、教育訓練の充実強化等によって、離職者の再入職や高齢層の踏み止まりなどにより、国内での確保に最大限努めることが基本。

→ その上で、当面の一時的な建設需要の増大への緊急かつ時限的措置(2020年度で終了)として、国内での人材確保・育成と併せて、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図り、大会の成功に万全を期する。

構造的要因による減少と一時的な需要増に必要な技能労働者(イメージ)



外国人材の活用と併せて行う国内人材確保の施策パッケージ(概要) (夏頃までに更に具体化) 別添参照

<国土交通省>

- 1 技能労働者の就労環境整備の強化(労務単価引上げ、社会保険未加入対策強化、入札契約制度改革、ダンピング対策強化等)
- 2 女性技能労働者の入職拡大
- 3 より効率的な生産システムの構築
- 4 教育訓練の充実強化(富士教育訓練センターの充実強化等)
- 5 中長期的な視点からの担い手確保・育成策のとりまとめ(建設産業活性化会議において本年夏頃を目途に中間とりまとめ)



連携して取組を推進

<厚生労働省>

- 1 ハローワークにおけるマッチング強化
- 2 公的職業訓練の充実
- 3 事業主や事業主団体等による取組支援の充実

(今後、建設業の長期ビジョンに基づき技能毎の人材ニーズを検討)

緊急措置の概要①(対象、資格、期間)

◆ 活用を図る外国人材

- ・ 即戦力の確保を念頭に置き、建設分野の技能実習修了者について、技能実習に引き続き国内に在留し、又は技能実習を修了して一旦本国へ帰国した後に再入国し、雇用関係の下で建設業務に従事することができることとする(2020年度までに限る)。

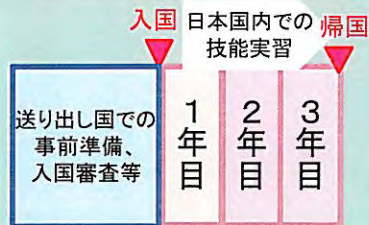
◆ 在留資格

- ・ 「特定活動」

◆ 期間

- ・ 1年ごとの更新により最大2年以内(再入国者のうち本国に帰国後の期間が1年以上のものは最大3年以内)。

現行の技能実習の流れ



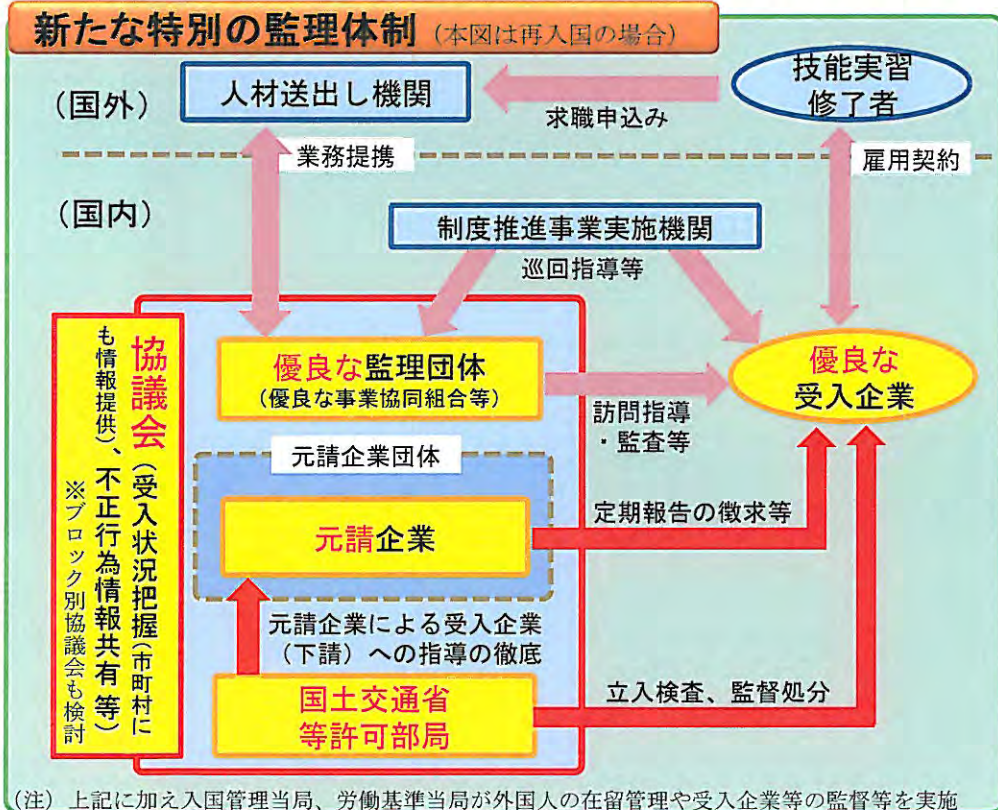
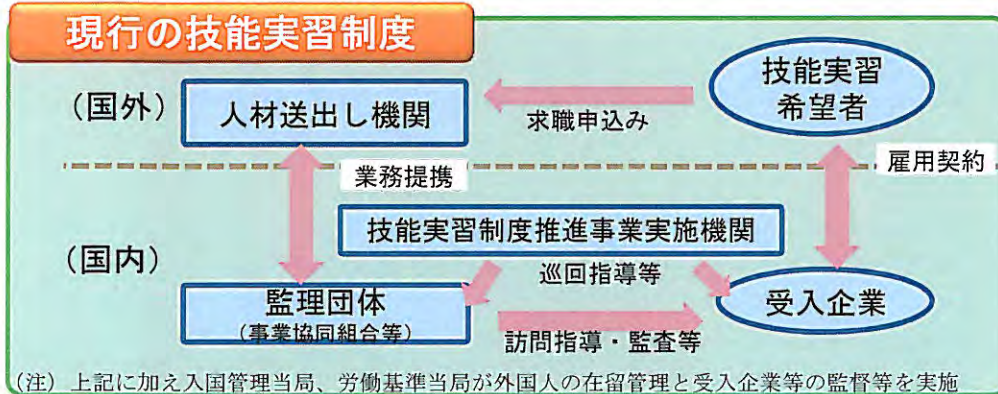
新たな外国人材活用の流れ



緊急措置の概要②(監理体制)

◆ 新たな特別の監理体制 (技能実習制度を上回る水準の監理)

- ・ 技能実習制度と同等の監理に加え、更に体制を強化・充実し、適正監理を図る。



技能実習制度と同等の監理

- 受入企業が外国人材の監理 (帰国担保措置、生活指導等)
- 監理団体(非営利団体)が受入企業をチェック (月次の訪問指導、四半期毎の監査等)
- 制度推進事業実施機関が監理団体や受入企業をチェック (巡回指導等)

(備考) 家族帯同は禁止



更なる監理強化策

- 優良な監理団体^{※1}、受入企業^{※2}に限定
- 国土交通省等許可部局が建設業法に基づき受入企業を直接、検査・監督
- 元請企業が受入企業(下請)の監理状況を**確認し、指導**を徹底 (定期報告徴求、建設業法に基づく施工体制台帳の活用等)
- 関係者で「協議会」を設置。受入状況を把握 (市町村にも情報提供)、**不正行為情報を共有**

※1 過去5年間不正行為・処分歴なし、協議会に加入等

※2 過去5年間不正行為・処分歴なし、技能実習生を上回る報酬を確保等

当面のスケジュール

平成26年

1月24日 関係閣僚会議（第1回）

4月4日 関係閣僚会議（第2回）
緊急措置のとりまとめ

4月4日 経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議
緊急措置の報告

年央まで 実施に必要な措置（告示、通知等）

（その後） 受入企業等における準備

平成27年度初頭 本措置の対象となる外国人材の受入れ

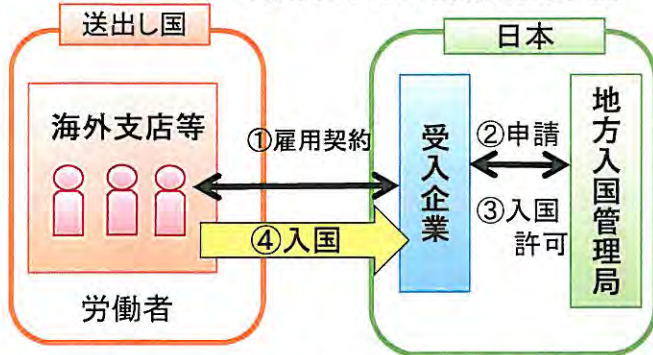
技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長3年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設。改正入管法が施行された平成22年7月より現行の仕組み。）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約15万人在留している。

技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ

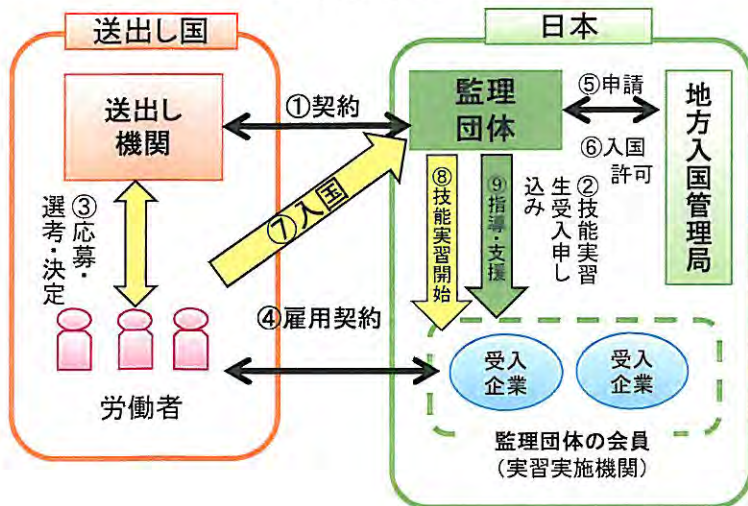
【企業単独型】

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

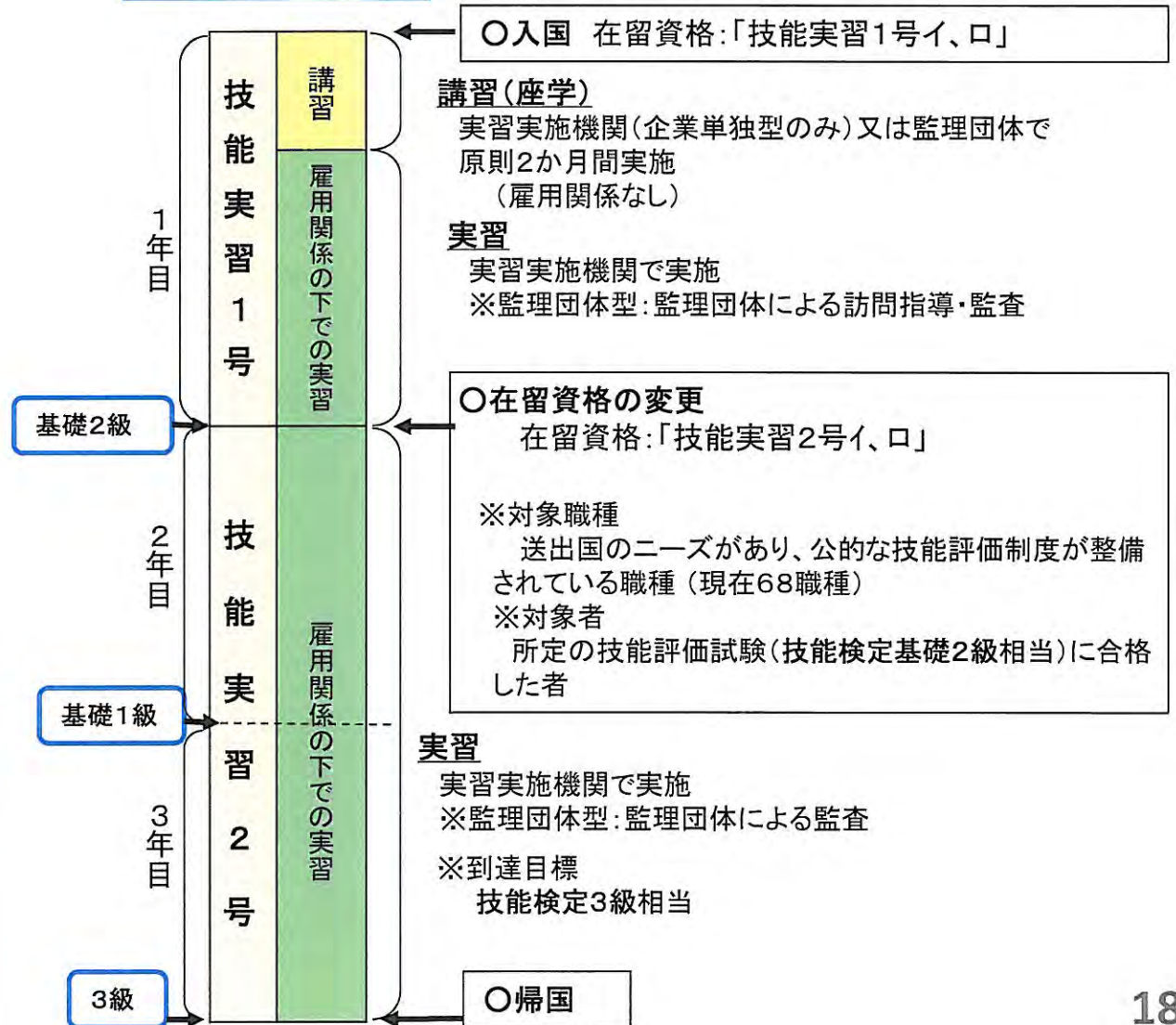


【団体監理型】

営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ

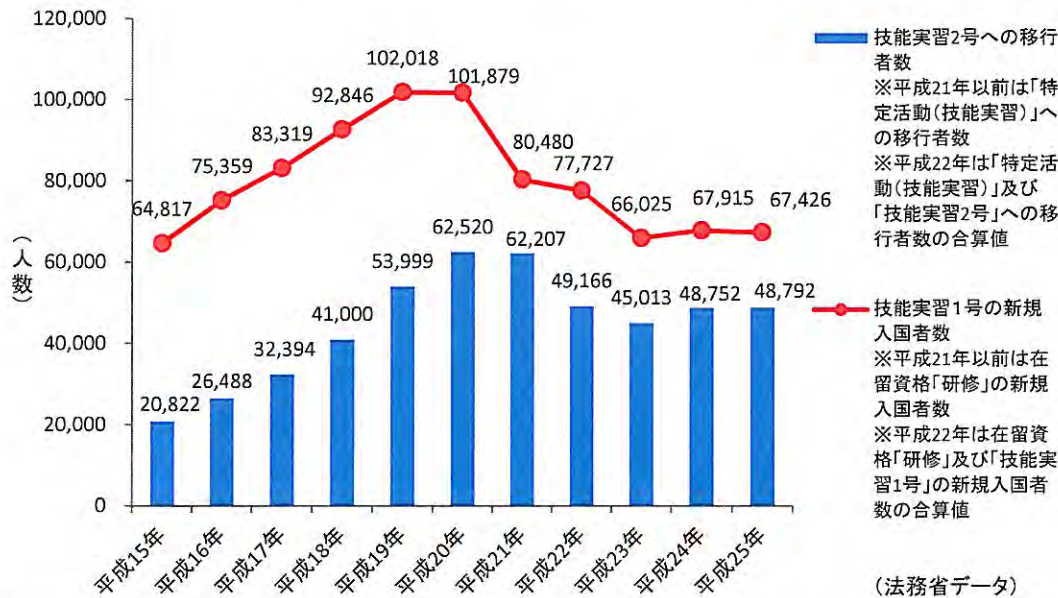


技能実習制度の現状

1 技能実習1号の新規入国者数、技能実習2号への移行者数は、東日本大震災の影響及び経済情勢の悪化により減少している。
(平成25年:「技能実習1号」入国者約6万7千人、「技能実習2号」への移行者約4万9千人)

平成25年末の技能実習生の数は、155,214人

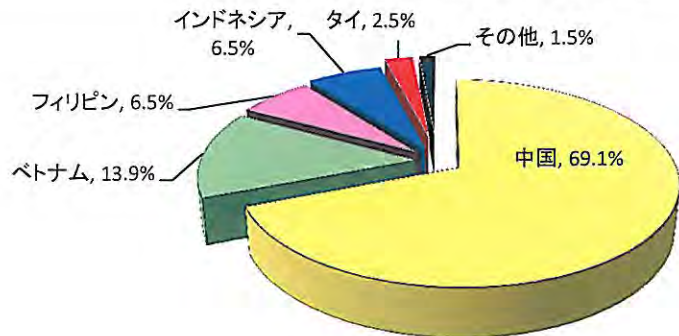
※「技能実習1号」及び「技能実習2号」の在留資格による総在留外国人数の合計



(法務省データ)

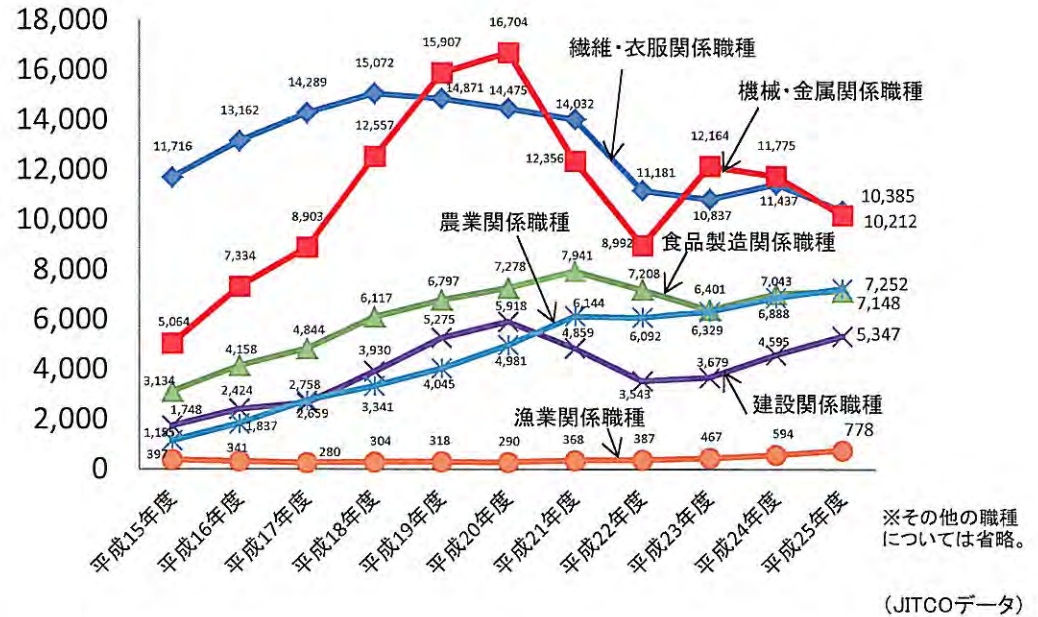
2 受入人数の多い国は、①中国 ②ベトナム ③フィリピン

平成25年 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)



(法務省データ)

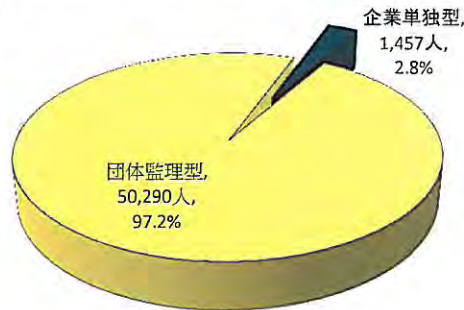
3 全体で68職種あり、受入人数の多い職種は、
①繊維・衣服関係 ②機械・金属関係 ③農業関係



(JITCOデータ)

4 団体監理型の受入れが97.2%
実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

平成25年度 技能実習移行申請者数受入機関別構成比



平成25年度 技能実習実施機関従業員規模別構成比(団体監理型)



(JITCOデータ)

※ 技能実習制度については、見直しが行われ、現行制度は改正入管法の施行に伴い、平成22年7月1日から施行されている。JITCOデータの平成21年度までの数は、旧制度において「特定活動(技能実習)」への移行申請者数、平成22年度以降の数は「技能実習2号」への移行申請者数に基づいている。

技能実習2号移行対象職種 (平成26年4月現在 68職種126作業)

1 農業関係 (2職種5作業)

職種名	作業名
耕種農業*	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業*	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業作業
養殖業*	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3 建設関係 (21職種31作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工*	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業

4 食品製造関係 (7職種12作業)

職種名	作業名
缶詰巻締*	缶詰巻締
食鳥処理加工業*	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業*	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業*	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業

5 繊維・衣服関係 (11職種20作業)

職種名	作業名
紡績運転*	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合撚糸工程作業
織布運転*	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造*	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造*	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
	ワイシャツ製造作業

6 機械・金属関係 (15職種27作業)

職種名	作業名
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業
	非鉄金属鑄物鑄造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
プリント配線板製造	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他 (10職種22作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
	プラスチック成形
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
噴霧塗装作業	噴霧塗装作業
	溶接*
溶接*	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造*	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
	パッド印刷作業

(注) *の職種は(公財)国際研修協力機構(JITCO)認定職種

出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会における技能実習制度の見直しの方向性検討結果概要

○基本的考え方

技能等の修得・移転を確実に達成する受入れ機関についてのみ受入れを認め、あわせて、技能実習生の人権保護の強化や監理団体の監理体制の強化及び関係機関による監視体制の構築等を目指し、技能実習制度から不適正団体を排除する

○現行制度及び指摘されている問題点・要望等

☆技能等の修得・移転

- ・実習修了時の技能評価試験受験の義務がなく効果測定が不十分

☆監理団体による監理及び公的機関による監視

- ・法令上、監理団体の体制等に関する規定がなく監理団体による指導・監督が不十分
- ・JITCOについて、法的根拠があいまいで、強制権限に基づかない調査・指導しか行えず実効性に限界がある
- ・悪質な受入れ機関に対するサンクションが不十分

☆技能実習生に対する人権侵害行為等への対応

- ・賃金不払い等の労働関係法令違反や技能実習生に対する人権侵害等への保護体制が不十分
- ・相談体制が十分ではなく、技能実習生が申告しにくい状況
- ・雇用主を自由に変更できず、不適正な受入れ機関からの移籍への支援が不十分

☆送出し機関

- ・違約金や保証金の徴収など、送出し機関の不正に対しては国内の適正化だけでは不十分

☆実習期間

- ・最大3年間とされ、期間延長や再技能実習は認められていない

☆受入れ人数

- ・実習実施機関の常勤職員数に応じた人数枠(常勤職員数50人以下は3人、51人～100人は6人等)となっている

☆対象職種

- ・多能工化、技術進歩や送出し国の産業発展等に十分対応できていない

○見直しの方向性

確実な技能等の修得・移転(制度趣旨・目的の徹底)

- ・実習修了時の技能評価試験の受験の義務化

監理団体による監理の適正化及び公的機関による監視体制の強化

- ・監理団体の義務・責任を明確化し、一定数の外部理事・監事設置又は外部監査導入の義務化
- ・行政機関の監視体制強化、行政機関を補完する機関の位置付けの明確化により、政府が一貫して厳正な指導・監督を行う体制整備
- ・罰則の整備や不適正な監理団体等の名称の公表の検討

技能実習生に対する人権侵害行為等への対応の強化

- ・人権侵害等を行った受入れ機関に対し、人権侵害の程度に応じて新たな罰則も含めて検討
- ・通報窓口機能の充実・強化
- ・不適正な実習実施機関から他の機関へ転籍できる仕組みの構築

送出し機関への規制の実効性の強化

- ・送出し国政府による送出し機関規制強化のための2国間協定の締結を検討。あわせて、特定国に集中していることの適否の検討

実習期間の延長(又は再技能実習)

- ・優良な受入れ機関で一定の要件を満たす技能実習生へ、2年程度の実習期間の延長又は再技能実習

受入れ人数の上限の見直し

- ・常勤職員数に応じた区分について、よりきめ細かい人数枠の設定
- ・優良な受入れ機関への付加的な人数増を認める

対象職種の拡大

- ・多能工化や技術進歩、送出し国の産業発展等に即した職種の追加
- ・介護等の分野の2号移行対象職種の拡充



技能実習制度の見直しについて

背景

- 実習実施機関等による入管法令や労働関係法令違反が発生していることに加え、米国務省等、国内外から技能実習制度について批判がされている。
- 一方、対象職種の拡大、実習期間の延長等の制度の拡充に関する要望が寄せられている。

日本再興戦略改訂2014（6月24日閣議決定）における見直し内容

管理監督体制の強化を前提に技能実習制度を拡充

1 管理監督体制の抜本的強化策のポイント

- ① 賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生を踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立
- ② 送出国との政府間取り決めの作成
- ③ 監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化
- ④ 新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置
- ⑤ 業界所管庁による指導監督の充実を図るとともに、関係機関から成る地域協議会(仮称)の設置

①～④ 2015年度中の新制度への移行を目指す

2 拡充策のポイント

- ① 対象職種の拡大
 - (1) 国内外で人材需要が高まることが見込まれる分野・職種のうち、制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当なものについて、随時対象職種に追加
 - (2) 介護分野はEPAに基づく介護福祉士候補者の受入れ等との関係整理や日本語要件等の質の担保サービス業特有の観点を踏まえて検討
 - (3) 全国一律での対応を要する職種のほか、地域毎の産業特性を踏まえた職種の追加を検討
- ② 実習期間の延長(3年→5年)
 - ・ 監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対し、一旦帰国の後、最大2年間の実習を認める
- ③ 受入れ枠の拡大
 - ・ 監理団体、受入れ企業の監理の適正化に向けたインセンティブの一環として、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、受入れ枠数の拡大を認める

①(1) 随時

①(2) 年内を目処に検討・結論

②③ 2015年度中の施行に向けて所要の制度的措置を講じる

技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会について

趣旨

- 技能実習制度の見直しについて、「日本再興戦略改訂2014」において、2015年度中の新制度への移行を目指すこととされている。
- このため、法務省入国管理局長及び厚生労働省職業能力開発局長が合同で有識者による懇談会を開催し、広く各界の意見を募り、検討の参考とする。

検討事項

- 技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化策
- 実習期間の延長、受入れ枠の拡大、対象職種の拡大等の制度の拡充策

開催状況

- 第1回 平成26年11月10日
- 第2回 平成26年11月25日
- 第3回 平成26年12月9日

技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会メンバー

(有識者)

座長	多賀谷 一照	獨協大学 法学部教授
	青山 伸悦	日本商工会議所 理事・事務局長
	浅井 紀子	中京大学 経営学部教授
	板垣 恒子	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 書記次長
	勝野 龍平	全国商工会連合会 専務理事
	小林 信	全国中小企業団体中央会 労働政策部長
	新谷 信幸	日本労働組合総連合会 常任中央執行委員・総合労働局長
	高倉 明	全日本自動車産業労働組合総連合会 副会長
	高橋 進	株式会社日本総合研究所 理事長
	豊島 栄三郎	国公関連労働組合連合会 副委員長
	根本 勝則	日本経済団体連合会 常務理事
	橋本 陽子	学習院大学 法学部教授
	山川 隆一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	吉川 精一	弁護士

(敬称略, 座長以外五十音順)

(オブザーバー)

外務省 , 厚生労働省 , 農林水産省 , 経済産業省 , 国土交通省

技能実習制度の見直しに関する論点（案）

1. 制度の適正化方策

1 確実な技能等の修得・移転（制度趣旨・目的の徹底）

- ①技能実習の各段階での技能評価の在り方について
（1号、2号及び延長又は再実習の各修了時における受験の義務化等）
- ②実習生の帰国後のフォローアップの推進について
（監理団体や送出し機関の関与等）
- ③修得技能・経験の帰国後における発揮の促進について
（日本で修得した技能・経験の見える化等）

2 監理団体による監理の適正化及び公的機関による監視体制の強化等

- ①新たな法律に基づく制度管理運用機関による指導監督の在り方について
（報告徴収・立入調査の権限付与等）
- ②監理団体や実習実施機関のガバナンス強化の在り方について
（外部役員設置又は外部監査等）
- ③悪質な監理団体等に対する罰則等の在り方について
（刑事罰、公表制度等）

3 技能実習生に対する人権侵害行為等への対応の強化

- ①通報・申告窓口の充実について
（母国語相談、ワンストップサービス等）
- ②実習生に対する支援や保護の在り方について
（実習実施機関の変更の在り方、一時退避施設の確保等）
- ③実習生における賃金等の処遇の適正化について
（「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上」の履行確保）

4 送出し機関への規制の実効性の強化

- ①送出し機関の適正化に向けた送出し国政府への要請について
（送出し機関の認定とその要件、実習生に対する保証金や違約金の禁止、送出し機関に対する指導等）
- ②監理団体及び実習実施機関の役割について
（送出し機関との契約の在り方、関係機関への通報等）

2. 制度の拡充方策

1 実習期間の延長又は再実習

- ①優良な監理団体及び実習実施機関の要件の在り方について
（技能評価実施状況、実習実施体制等）
- ②延長又は再実習が可能となる実習生の要件の在り方について
（求められる技能等の水準、確認方法等）
- ③講習期間の柔軟化について
（一定等級の日本語検定合格等の考慮等）

2 受入れ人数の上限の見直し等

- ①優良な受入れ機関への受入れ人数の上限設定の在り方について
- ②常勤職員数に応じた区分に関するよりきめ細かな人数枠設定の在り方について

3 対象職種 of 拡大等

- ①多能工化のニーズへの対応の在り方について
（複数職種の実習等）
 - ②「地域ごとの産業特性を踏まえた職種」や「企業単独型において社内検定を活用する職種」の追加について
（認める場合の要件等）
- ※介護分野の対象職種への追加については、別途、厚生労働省社会・援護局「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」において検討中。）

新たな法律に基づく技能実習制度管理運用機関の設置について

背景

「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生も踏まえ、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置をはじめとする管理監督体制の抜本的強化を図るべく、平成27年度中の新制度への移行を目指すこととされている。

新法人の業務（案）

- 監理団体の許可・取消
 - 優良な監理団体・実習実施機関の認定・取消
 - 監理団体等の指導・監督（報告徴収、立入検査等）
 - 技能実習計画の認定・取消
 - 人権を侵害された実習生の保護
 - 監理団体・実習実施機関等のデータベース管理
- ※ 許認可の最終的な権限については、主務大臣（法務大臣及び厚労大臣）に留保する方向で調整中

新法人の在り方（案）

新法人は立入検査権限の付与など行政機関に準じた機能を持つことから、**法律に基づく公法人**とする。

新法人の体制（案）

取締業務等を確実に実施するために必要な体制を構築する。
（本部及び地方事務所の設置）

- 業務のイメージ
- 監理団体（約2,000団体）への立入検査を年1回実施
 - 実習実施機関（約3万事業場）への立入検査を実施（約3年間で全数を網羅）